

## 都内事業者の皆様

東京都環境局環境改善部環境保安課

## 令和7年度フロン機器管理状況等調査へのご協力のお願いについて

日頃より、東京都の環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

冷暖房のための空調機器や、食品などを冷やす冷凍冷蔵機器には、冷媒としてフロンが使用されておりますが、このフロンが漏えいすると地球温暖化に大きな影響を及ぼします。また、特定フロンと呼ばれるフロンはオゾン層を破壊します。わが国ではフロンの大気中への放出を抑制するため「フロン排出抑制法」が制定され、この法律に基づき、業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者は国が定めた基準に従い、フロンが漏えいしないよう適切な機器管理を行う必要があります。

東京都では、都内における業務用空調機器・冷凍冷蔵機器の管理状況を把握し、フロンの漏えい防止を図るため、別紙のアンケートを実施することといたしました。

皆様方におかれましては、大変ご多用中とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 調査内容 事業所の機器管理状況、保有機器情報、フロン漏えい量
- 2 回答方法 「専用サイトから調査票をダウンロードして送信による回答」  
または「郵送による回答」が可能です。
- 3 調査票のダウンロード及び提出方法

同封の別紙【調査票ご提出の手順】に従い、入力用の調査票をダウンロードのうえ、回答をご入力いただき、ご提出用メールアドレス宛にご送信くださるか、または同封の調査票に記入いただきFAXもしくは郵送でお送りいただきますようお願い申し上げます。

※空調機器及び冷凍冷蔵機器の管理担当者様によるご回答をお願い致します。

- 4 調査対象 都内でフロンの漏えい量が最も多い事業所についてご回答ください。
- 5 回答期限 下記の調査実施機関から郵送する資料に記載の期限までにご回答ください。  
(作成にお時間が必要な場合は、下記調査実施機関にご一報をお願いします。)

※回答内容は調査目的以外に使用いたしません。また、ご回答企業の許可なく個別企業が特定できる形で外部に公開することはございません。

※令和6年度にも同様の調査を実施しております。令和6年度にご回答いただいている場合は下記調査実施機関へその旨ご連絡下さい。

【本調査は、東京都環境局が下記への委託により実施しています。】

## 【調査実施機関（問い合わせ先）】

株式会社エスアイ総合研究所

担当：田山、石川、大木

〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目3番12号 リバービル501

TEL：03-6277-6318 FAX：03-6745-9455

E-mail：freon\_7@sisken.co.jp,

## 【調査実施主体（発注者）】

東京都 環境局 環境改善部

環境保安課 フロン対策担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階